

## II 開発事業の手続き (良好な都市環境を形成するための手続等)

開発事業面積が500㎡以上等の開発事業を行う場合、事業者と町が事前協議を行います。また、1,000㎡以上等の地域に影響のある特定開発事業を行うときは、町へ事前協議書を提出する前に、近隣・周辺住民と事業者との間で意見交換等を行わなければなりません。これは、地域住民の皆さんと事業者が地域の将来像やまちづくりへの影響などについて共に考える「場」です。その他、より質の高いまちづくりを目指し、都市環境の形成に関する基準を定めました。

### 都市環境の形成に関する基準

#### 〈みどり豊かな都市環境の形成〉

- ・既存樹木の保全等
- ・緑地の確保
- ・植樹の促進
- ・公園の整備
- ・宅地面積の確保等

#### 〈潤いある都市環境の形成〉

- ・道路の整備
- ・排水施設の整備
- ・適正な排水処理の確保
- ・適正な廃棄物処理及びリサイクルの推進
- ・消防水利の整備等
- ・福祉のための都市環境の整備
- ・文化財の保護
- ・安全で快適な生活環境の確保
- ・工事施行時の安全確保等

### 開発事業の手続 (基本型)

